

令和 6 年度 予算編成方針

I 国の動向

現在、我が国の経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している。一方で、世界的な物価高騰とそれに対応する各国金融引締めによる海外景気の下振れリスク、金融資本市場の変動が我が国経済に与える影響に十分注意する必要がある。

国の経済財政運営については、足下の物価高や世界経済の減速等による我が国経済の下振れリスクに万全の対応を図りつつ、持続的な成長と分配の好循環の実現を進めるため、令和 4 年度第 2 次補正予算、エネルギー・食料品等に関する追加策及び令和 5 年度予算の迅速かつ着実な執行に全力を尽くすとしている。

このような状況の下、政府は新しい資本主義の加速、我が国を取り巻く環境変化への対応、中長期の経済財政運営等を示した「経済財政運営と改革の基本方針 2023」を令和 5 年 6 月 16 日に閣議決定した。その中で、令和 6 年度予算編成に向けた考え方として、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化・こども政策の抜本強化等の重要政策課題にメリハリの効いた予算措置を講ずるとともに財政一体改革を着実に推進するとしている。

II 本市の財政状況及び見通し

(1) 令和 4 年度一般会計決算状況

令和 4 年度一般会計の歳出決算は過去最高の決算額となった。これは新型コロナウイルス感染症対応対策関連事業の執行や今後の公債費の上昇を見越して減債基金への積立を行ったことなどが主な要因である。

実質収支は 11 億 35 万 3 千円の黒字であったが、実質単年度収支は 3 億 4,762 万 4 千円の赤字となり、経常収支比率は 91.1%で前年度より 5.8%悪化した。経常収支比率悪化の主な要因は、一般財源である普通交付税と臨時財政対策債が合わせて 5 億円減少した一方、歳出では、物件費が前年度比較 9,300 万円、扶助費が 4,100 万円の増加となったことが大きい。このように、当市は普通交付税や臨時財政対策債に依存している割合が高く、下振れした場合に不安定な財政運営となることから、伊佐市合併後から右肩上がりで増加している物件費をはじめ、歳出全体の見直しによる抑制が必要である。

なお、令和 4 年度末における地方債現在高は 140 億 2,124 万 5 千円（前年度比較△ 9 億 4,870 万円）である。また、財政調整基金は 52 億 2,810 万円（前年度比較△ 1 億 8,830 万円）、減債基金は 16 億 9,700 万円（前年度比較+ 5 億 8,140 万 1 千円）となっており、その他の特定目的基金を合わせた基金全体の総額は 94 億 6,810 万 2 千円（前年度比較+ 6 億 2,552 万 8 千円）となっている。

（２）令和６年度財政見通し ◆◆ 約 9.3 億円の収支不足 ◆◆

令和６年度の市税については対前年度比 2.0%減の 31.7 億円を見込んだ。令和４年度には過去最高となった市税だが、最近では軟調に推移している。国税に影響される地方譲与税や各種交付金等については、コロナ禍からの立ち直りや円安による輸出企業の業績上振れ等の影響を受け、2022 年度の国の税収が 71 兆 1,373 億円と３年連続で過去最高となったことなどから、対前年度比 4.2%増の 8.9 億円を見込んだ。普通交付税について総務省の概算要求では、令和５年度当初の 18.4 兆円に対し「本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし 18.6 兆円を要求」とあることから、令和５年度算定方法を基準にし、対前年度比 1.4%増の 49.5 億円を見込んだ。一方、実質的には地方交付税の代替財源である臨時財政対策債は、地方債計画によると 29.0%発行を抑制とあることから、対前年度比 60.3%減の 0.3 億円と見込んだ。この結果、令和６年度一般財源歳入見込額を前年度比較で微増の 102.6 億円と見込んでいる。

歳出について、経常経費については令和５年度当初予算の一般財源額をベースとした。人件費については、令和５年度人事院勧告（予定）に伴う職員及び会計年度任用職員等の給料、報酬等について 0.9 億円の増額を見込んだ。物件費については、職員用端末更新や中学校教師用デジタル教科書等による増加を見込み、扶助費についても、重度心身障害者医療費助成等による増加を見込んだ。補助費等については国体終了に伴う減額を見込み、公債費についても前年度比較 0.2 億円減を見込んだ。また、投資的経費については、防災行政無線の整備や公共建築物個別施設計画をはじめ各種計画に計上してある事業等を見込んだ。

この結果、令和６年度一般財源歳出見込額は対前年度比 3.7%増の 115.4 億円と見込んだ。なお、令和６年度から新庁舎建設が本格的に始まることから、特定公有財産取得基金繰入を 3.6 億円見込み、歳入から歳出を差し引いた収支不足額を 9.3 億円と見込んでいる。

（３）今後の中期的な財政見通し

歳入について、市税等の自主財源の著しい増加は見込めない。また、普通交付税や各種交付金等については、国内外の情勢や国の動向により変動はあるが、今年の「骨太方針」でコロナ沈静化を受けて歳出を「平時に戻していく」と明記されているように、国と地方を合わせた基礎的財政収支を 25 年度に黒字化する財政健全化の目標を掲げていることから全体的に減少が予想される。

歳出については、令和８年度完成に向けた新庁舎建設関連事業や公共建築物個別施設計画に計上してある文化会館等の大規模改修事業により多額の地方債を借り入れる必要があることから、今後は公債費の増加が見込まれる。その他、物価高騰からの賃金上昇の影響による人件費の増加や自治体情報システム標準化移行費用及び各種端末の更新等による物件費の増加も見込まれ、当面は予算規模が膨らむことが予想される。このようなことから、今後、地方債残高については増加する一方、財政調整基金をはじめとする各種基金残高については減少すると見込んでいる。既存事業の見直しを含めた非効率的な支出の改善に取り組むことにより、経常経費を削減することが重要である。

Ⅲ 予算編成方針

1 はじめに

令和6年度は、「第2次総合振興計画」2年目に当たり、基本構想に掲げた基本理念（伊佐市市民憲章）及びまちづくりの将来像「笑顔あふれ 一人ひとりが 幸せ感じるまち」の実現に向け、計画の各分野に掲げた施策を更に推し進める必要がある。

施策の推進に当たっては、少子高齢化、人口減少等を背景として増加していくことが予想される地域課題について、職員一人ひとりが現場の状況を把握し、課題を的確に捉え、知恵を絞り、効果的な施策を展開していくことが重要となってくる。

2 編成方針

本市が持続可能な行政運営を行っていくためには、限られた財源を最適配分していく必要がある。そのため、「Ⅰ 国の動向」における経済財政運営の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、適時適切に対応していく必要がある。また、「Ⅱ 本市の財政状況及び見通し」にあるとおり、新庁舎建設や文化会館等の大規模改修事業などにより、これまでに例のない予算規模として編成すること、今後は公債費の増加が見込まれることなどから、歳出全般にわたり、最も効果的な事業（手段）となるよう、徹底して無駄を省き、既存事業の建設的な見直しを行い、事業に優先順位を付し、計画的に進める必要がある。

また、公共建築物の維持補修について、個別施設計画に則った要求をすることはもとより、経常的に発生する維持管理経費が財政状況に与える影響を考慮し、集約化を中心とした再編の方向性を意識した要求を行う必要がある。

このことを踏まえ、令和6年度当初予算は、次の3つの「基本原則」及び7つの「留意事項」に従って予算編成を進めることとする。

（1）基本原則

① 効果的な事業の推進等

各種事業は目的達成のための手段であることを改めて認識し、これまでの取組の課題等を踏まえ、より効果的、より効率的、より経済的な手段の検討を行い予算要求に反映すること。また、施設管理においては、これまでの公共建築物の長寿命化に加え、将来的な活用方針を踏まえた予算要求をすること。

② 各種計画との整合

様々な分野の各種計画に則って実施する事業であっても、実施時期や事業内容等について妥当であるかを判断し予算要求すること。市長マニフェストに掲げられた各種施策を推進するための事業については、「第2次総合振興計画」と整合を図りながら積極的な要求に努めること。

③ 組織横断的な事業の推進、連携の強化

同一目的の事業については、部署内のみの検討で終わることなく、関係する部署と連携を密にし、組織の枠を超えて一体的に事業を進めること。同様の手法による実施が可能な事業については、事業の整理統合に取り組むこと。

(2) 留意事項

① 「第2次総合振興計画」及び「伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実行

令和6年度は「第2次総合振興計画」の2年目であり、目標達成に向けて必要となる事業について、更に取組を進めること。

また、「伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた基本目標は、「第2次総合振興計画」における重点施策と位置付けていることから、施策の展開を確実に行うこと。

② 行財政改革、DXの推進等による市民の利便性向上

既存事業の徹底した見直し、働き方改革や情報政策(DX)など、中期・長期的視点に立ち、業務の効率化に努めるとともに、ICTの積極的な導入、活用により、各課が主体性をもって住民の利便性の向上を図ること。

③ 官民連携の推進及び歳入の確保

連携協定による民間活力や、共助も含めた民間活力の活用の可能性についても考慮するとともに、収納率の向上、普通財産の売却、ふるさと納税、企業版ふるさと納税等により、更なる歳入の確保に努めること。

④ 国、県の動向の把握と対応

国、県の予算編成や地方財政対策の動向はもとより、各分野の政策の動向(例：少子化対策・こども政策の抜本強化、孤独・孤立対策、物価高騰対策等)を注視し、その動向を的確に把握し、適切に対応すること。

⑤ 新たな取組の展開

中長期的な視点のもとに、本市の活性化にとって効果的な新事業の企画を積極的に行い、予算要求の取組を促進すること。

⑥ SDG sに係る取組の推進

「第2次総合振興計画」を推進することでSDG sの達成に向けた取組を推進することとしていることから、事業の実施において組織の枠を超えた連携や、市民、事業者等のステークホルダーとの連携を図り、SDG s達成のために今やるべきことを考える姿勢を職員一人ひとりが強く意識して事業の構築・検討に当たること。

⑦ 監査による指摘事項等の改善

監査委員からの指摘事項等については、その内容を十分に検討し、的確な対応、改善に努めること。